

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、平成15年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成16年6月8日

京都府知事 山田 啓 二

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	19
保管用地の廃止の件数	0
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	4
立入検査の件数	10,656
搬入一時停止命令の件数	0
公表の件数	22
法第14条の3の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	11
法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の許可取消し	1
法第19条の4の規定による措置命令	8
法違反の告発	2

注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。